

PRESS RELEASE

令和 2年 4月 8日
福島県県産品振興戦略課

**緊急事態宣言に伴う「日本橋ふくしま館」等
の臨時休館について**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、日本橋ふくしま館の今週末(4/11～12)の臨時休館を既に決定したところですが、標記宣言の対象地域に東京都と大阪府が指定されたことを受け、県所管施設を下記のとおり臨時休館といたします。

記

【臨時休館期間等】

施設名称：日本橋ふくしま館

所在地：東京都中央区日本橋室町4丁目3-16 柳屋太洋ビル1階

休館期間：令和2年4月9日(木)～5月6日(水) (28日間)

施設名称：福島県観光物産館大阪サテライトショップ (県大阪事務所内)

所在地：大阪府大阪市北区梅田1-3-1-900 大阪駅前第一ビル9階

休館期間：令和2年4月8日(水)～5月6日(水) (29日間)

◇本件に関するお問い合わせ先
福島県県産品振興戦略課
主幹兼副課長 十二所 謙
電話 024-521-7296 (内線 2981)